

令和5年5月8日

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う感染対策のご案内

「堺市立西文化会館」の『新型コロナウイルス対策ガイドライン』は、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置付け変更に伴い廃止します。

今後は、以下のとおり基本的な感染対策及び衛生管理に務めてまいります。

<施設運営について>

- 空調設備の定期的な点検を行い、適切な換気を行います。
- 手指等の消毒薬、受付等のアクリル板を当面の間引き続き設置します。

<事業運営について>

- 発熱や体調不良時には来館や来場をお控えください。
- 施設内でのマスク着用は個人の判断となります。混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。
- 施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。
- 会議室等での定員を遵守し、混雑をさけてください。
- 出演者やスタッフ等に向けた自主的な基本的感染対策を促します。
- 仕込み・撤去や入退場・休憩において余裕あるスケジュール設定を促します。

<施設職員について>

- 手洗い等の手指衛生や換気等、基本的な感染対策を実施します。
- 窓口や接客時等、必要に応じてマスク着用します。
- 発熱や体調不良時の出勤しない、させないことを徹底します。